

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「お客様の心でボトルをつくる…」を社是とし、生活上必要不可欠な容器 - カタチ(容)あるウツワ(器) - をつうじて、顧客の商品である内容物の価値を包み、さらにその価値と個性化を高め「世界の器文化に貢献」することを会社の使命と掲げています。この経営理念を実現し、中長期的な企業価値を増大していくとともに、企業活動の健全性及び透明性を確保するために、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、すべての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに株主の権利が確保されるよう、関連諸法令を遵守し速やかな情報開示を行ってまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、中長期的な企業価値増大のために、株主だけでなく、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーとの適切な協働を実践してまいります。取締役会並びに経営陣は当社の経営理念に基づき、法令を遵守し、企業理念及び社員の行動規範の達成を図るとともに、公正で明朗な事業運営に努め、よき企業市民を目指すことを追求します。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

適切かつ的確な情報開示は、さまざまなステークホルダーからの理解を得て企業活動を継続していくために必要不可欠な事項であると認識しています。法令に基づく適時開示を適時適切に実施するとともに、当社グループの事業の運営状況について、当社ホームページや事業報告書等により積極的にお知らせしていきます。

(4) 取締役会等の責務

事業継続を脅かすあらゆるリスクを抑制し、時代発生の軽減と解決を図るために取締役会の意思決定機能と監督機能が有効に発揮される必要があると認識しています。

当社は会社法上の監査等委員会設置会社を選択しており、社外取締役により構成される監査等委員会が経営監視の役割を担い、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

(5) 株主との対話

当社は持続的な成長と企業価値向上には株主との建設的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、企業としての成長を図ることが重要と認識しています。

また、当社は資本政策の実行にあたっては、既存株主を不当に害することのないよう、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うものとしています。

株主や投資家が当社の経営戦略や経営計画に対する株主や投資家の理解を得るために、IRを担当する部署が中心となり、対話のための場を設けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会の電子行使・招集通知の英訳】

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

機関投資家等の株主構成の状況次第によっては、議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しています。今後、株主における海外投資家の比率等に留意しつつ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権の電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳の検討を行うこととします。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

取締役会は月一回の定例会のほか、必要に応じて適宜開催し、業務執行にかかわる重要事項が決定・報告されている。また、経営戦略やガバナンス、経営上の課題について活発な議論が行われ、取締役会の運営状況についても意見交換を行っている。以上の通りであるが、現時点で取締役会の自己評価は実施していない。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

安定的・長期的な取引関係の構築・業務提携、連携等により、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式を保有することができるものとしている。金額の重要性の高い政策保有株式に関しては、保有継続の必要性、合理性を定期的に検証し取締役会に報告するものとします。当該政策保有株式の議決権の行使に関しては、議案が当該企業および当社の中長期的企業価値の向上に資するかの観点から判断する。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役及びその近親者と当社グループとの取引について毎年調査を行い、関連当事者取引の有無を確認している。関連当事者取引が発生する場合には事前の取締役会での承認を義務付けている。取引の内容や金額については、会社法や金融商品取引法に従い、適切な開示を行う。

【原則3-1 情報開示の充実】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」欄をご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の明確化および開示】
当社取締役会が取締役に対して委任する内容は取締役会規程に制定しており、さらに主要な業務執行は、職務権限において権限委託範囲を定めている。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
東京証券取引所の定める独立役員の資格を有する監査等委員である社外取締役を4名選任しており、うち2名を独立役員として届け出ている。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を参考として総合的に判断している。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス等や規模の考え方】
取締役会は社外取締役4名を含めて多様な経験と見識を有している9名で構成され、実行性のある議論を行うのに適正な規模である。取締役の選任については、当社の価値の最大化を目的として経営にあたる事が自己の責務であると認識できることを原則として人格や見識、経験や実績をもとに株主からの信任に応えうる人物を選任している。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況の開示】
社内取締役は当社グループ以外の役員の兼務等はない。社外取締役の他の会社の兼務状況は株主総会招集通知ならびに当社ホームページの役員プロフィールに掲載している。

【補充原則4-11-3】
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」欄をご参照ください。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針の開示】
新任取締役に対しては、当社取締役としての業務の遂行に必要な知識の習得の機会を提供している。また、就任以降も適宜、法律関係、経営課題に関する情報の提供や研修機会を設けている。社外取締役に対しては、当社への理解が深まるよう、随時当社の現況の説明や工場等の現場を視察する機会を提供している。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
竹本 笑子	1,685,000	29.65
竹本容器若竹持株会	395,700	6.96
竹本 えつこ	305,100	5.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	292,900	5.15
竹本 雅英	290,000	5.10
深澤 隆弘	265,400	4.67
竹本 力	227,000	3.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	172,300	3.03
深澤 英里子	110,000	1.94
山本 健人	101,000	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

1. 大株主の状況は、平成28年12月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
穴田 信次	他の会社の出身者											
田中 達也	弁護士											
石川 雅郎	他の会社の出身者											
二宮 洋	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
穴田 信次	○	○	同氏は、小津産業株式会社の社外取締役など、合計3社の社外取締役、社外監査役を務めております。	同氏は、東京証券取引所での企業情報開示業務および上場会社の取締役・監査役の経験があり、これまでの経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、他の会社の出身者であり、当社からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

田中 達也	○		同氏は、ピクシブ株式会社の社外取締役など、合計6社の社外監査役、社外取締役を務めております。	同氏は弁護士であり、これまで弁護士として培われた豊富な経験と専門知識を、当社の内部統制の改善ならびにコンプライアンス強化に反映して頂くため、社外取締役に選任しております。
石川 雅郎	○		同氏は過去に当社の主要な取引先である中小企業金融公庫(現、株式会社日本政策金融公庫)の業務執行者として勤務しておりました。当社は株式会社日本政策金融公庫より、平成28年12月期末時点で255百万円の借入れを行っております。	金融に関する見識及びこれまでの取締役、監査役としての経験を活かした経営の監査体制強化のため、社外取締役に選任しております。
二宮 洋	○	○	同氏は、株式会社ハイデイ日高の社外監査役を務めております。	金融に関する見識及び社外監査役としての経験を活かした経営の監査体制強化のため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、他の会社の出身者であり、当社からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

常勤監査等委員により、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査担当との緊密な連携を実現できており、また当社の企業規模から、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を置いていないものの、監査等委員会は監査業務に必要な事項を経理部又は総務部に依頼することができます。
監査等委員会より監査等委員会を補助することの要請を受けた場合、経理部又は総務部の使用人はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けず、また、当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査等委員の同意を必要とします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携については、毎月定期的に内部監査担当者と常勤監査等委員が情報交換を行っております。また、会計監査人との連携については、四半期毎に会計監査人と内部監査担当及び監査等委員会が、監査内容や課題について共通認識を深めるため情報交換を積極的に行っております。
なお、監査等委員会は、会計監査人の監査の立会い、会計監査人から会計監査結果の報告を受けるなどの活動を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株価変動のリスクとメリットを株主の皆さまと共有し、中長期的な企業価値向上と常勤取締役の貢献意欲を高めるため、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対して株式報酬型ストック・オプションを実施しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、業務執行を担当する社内取締役のほか、執行役員、子会社の取締役を対象として株式報酬型ストックオプションを付与していますが、別途従業員、子会社の従業員を対象に税制適格型ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において決定しております。当社の取締役は株主からの信任によって選出され、当社の価値の最大化を目的として経営に当たることが自己の責務であることを常に認識しております。そのため、会社の経営成績、担当する部門の業績に強い責任を持つとの会社方針のもと、取締役の報酬は、毎年、業務分担の状況及び会社への貢献度を参考に決定いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、経営成績、担当する部門の業績に強い責任を有するとの方針のもと、毎年の業務分担の状況及び会社への貢献度をもとに決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、総務部が行っております。具体的には、取締役会の開催に際しては、議案についての事前説明などを行っております。また、必要に応じて適宜、電子メール・電話等により情報提供を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【取締役及び取締役会】

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名と、監査等委員である社外取締役4名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

【監査等委員会】

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は社外取締役4名で構成されております。社外取締役4名は、監査等委員会を毎月1回以上開催し、監査計画の策定、監査の実施等を検討・助言する等を行う体制となっております。また、必要に応じて職務の執行に関する事項の意見陳述を行うこととなっております。

【内部監査】

当社の内部監査は、内部監査室が事業年度毎に作成した計画に基づき、法令、定款、社内諸規程に従い、適正かつ有効に業務が運用されているか網羅的に実施され、監査の結果については代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門にフィードバックされ、経営の健全性・効率性・信頼性の向上に寄与しております。

【会計監査】

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、財務諸表等に対する会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名と、監査等委員である社外取締役4名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

また、監査等委員である取締役は、社内において内部監査室、外部においては会計監査人と定期及び必要に応じて適宜連携を図っており、各種法令、定款、社内諸規程遵守に関する監査は適正に保たれており、経営の監査・監督機能は充足していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の作成、発送体制の習熟度の向上により早期発送を行うべく努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度末が12月末であり、もとより極度の集中日の回避可能と考えていますが、株主の便宜も勘案して株主総会の設定をするべく努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株式事務代行機関等とも協議のうえ、電磁的方法による議決権行使方法の採用について検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」欄【補充原則1-2-4 株主総会の電子行使・招集通知の英訳】をご参照ください。
招集通知(要約)の英文での提供	「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」欄【補充原則1-2-4 株主総会の電子行使・招集通知の英訳】をご参照ください。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算終了後に個人投資家向け説明会を開催します。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算終了後にアナリスト・機関投資家向けの会社説明会の開催を致します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成を勘案し、必要があれば海外投資家向けの説明会開催を検討いたします。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専門サイトを構築し、当社の情報を速やかに発信できる体制を整備しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が当該業務を担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程において、すべてのステークホルダーからの信頼を確保するために、社内外での情報公開を適時適切する旨、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業遂行上、環境保護等について留意しておりますが、現時点では特別な活動を予定していません。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス規程において、すべてのステークホルダーからの信頼を確保するために、社内外での情報公開を適時適切する旨、規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、当社及び子会社の全役員及び全従業員に周知徹底させるとともに、その遵守を求め、コンプライアンス意識の向上のために、外部から講師を招聘するなどの施策を講じております。また、必要に応じてその内容を見直し、追加及び修正しております。

子会社に対しては、「関係会社管理規程」に基づき所要事項の報告又は事前承認を求めることにより、職務の執行状況を把握し、適法性を確保しております。

内部監査室は、当社各部門ならびに子会社各社に対して網羅的に内部監査を実施し、法令、定款及び社内諸規程等への準拠性を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告を行っております。さらに、法令上、疑義のある行為などに関する相談又は通報の適正な処理の仕組みとして通報窓口を設置して、法令遵守の実効性を高めております。

2. 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会・取締役会のほか重要な会議の意思決定や各取締役が「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づいて行なった決裁並びに取締役の職務執行に係る情報について、取締役会の議事録、稟議書等を「文書規程」等に基づいて作成し、法令及び「文書管理規程」に定められた期間、適切に保存及び管理することとなっております。

3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、子会社の事業運営の独立性及自立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、管理項目ごとに報告等の手続き方法を定め、報告を受けることとしております。

4. 当社及び子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社は「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「組織規程」その他の社内規程に基づき、部門長権限を付与された責任者が担当分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制を構築しております。

子会社の業務執行を行う取締役は当該子会社の業務範囲において責任をもってリスク管理体制を構築しております。

当社及び子会社においてリスク管理の観点から特に重要な事項が生じた場合等については、取締役会の決議により、規程の制定及び改廃を行うこととしております。さらに、経営、事業に大きな影響を与える不祥事及び事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な対応を図ります。

5. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり、法令及び「取締役会規程」で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し、その業務執行状況を監督するため、取締役会を定例（毎月1回）及び臨時に開催しております。また、取締役が職務の執行を妥当かつ効率的に行なう基礎となる経営情報等を得るため、毎月社内各部門及び子会社の業務執行状況について、取締役会に先立って月次報告書を作成し、社内限定のグループウェアを通じて取締役のほか部門長にも共有することとしております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、当社の企業規模から、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を置いていないものの、監査等委員会は監査業務に必要な事項を経理部又は総務部に依頼することができます。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査等委員会を補助することの要請を受けた場合、経理部又は総務部の使用人はその要請に照して取締役及び上長の指揮命令を受けず、また、当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査等委員の同意を必要とします。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会は、いつでも取締役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、取締役及び使用人は、監査等委員会から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査等委員会監査の環境整備に努めております。また、監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行ない、併せて内部監査室及び会計監査人と定期的に協議会を開催し、監査の方法及び監査結果等について報告を受け、相互に連携を図っております。

9. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社の監査等委員会は、いつでも子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査等委員会監査の環境整備に努めております。当社の内部監査室は子会社を監査した結果を、監査等委員会に随時報告しております。

10. 監査等委員会へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底することとしております。

11. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会または監査等委員の職務の執行において監査等委員会が必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上致しております。また、監査等委員が緊急又は臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できるものとしております。

12. 財務報告の信頼性及適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、当社及び子会社の財務報告の信頼性及適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを「反社会的勢力排除に関する規程」として制定しております。

当社における反社会的勢力排除の対策としては総務部が事務局となり、以下の事項を実施しています。

1. 本社事務所において、公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員となり、反社会的勢力排除に関する最新の情報を入手するとともに、有事に適切なアドバイスを受けられる体制を敷いています。
2. 総務部担当者が地元警察署の開催する講習会に参加。
3. 新規に取引を開始する際には当該相手が反社会的勢力等でないことの確認の徹底。
4. 取引先と締結する契約書には反社会的勢力排除条項を挿入することの義務付け。
特に、暴力団追放運動推進都民センターや所轄警察署等からの情報に関しては、会社全体としての意識向上のため経営層を含めた幹部社員において情報共有を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

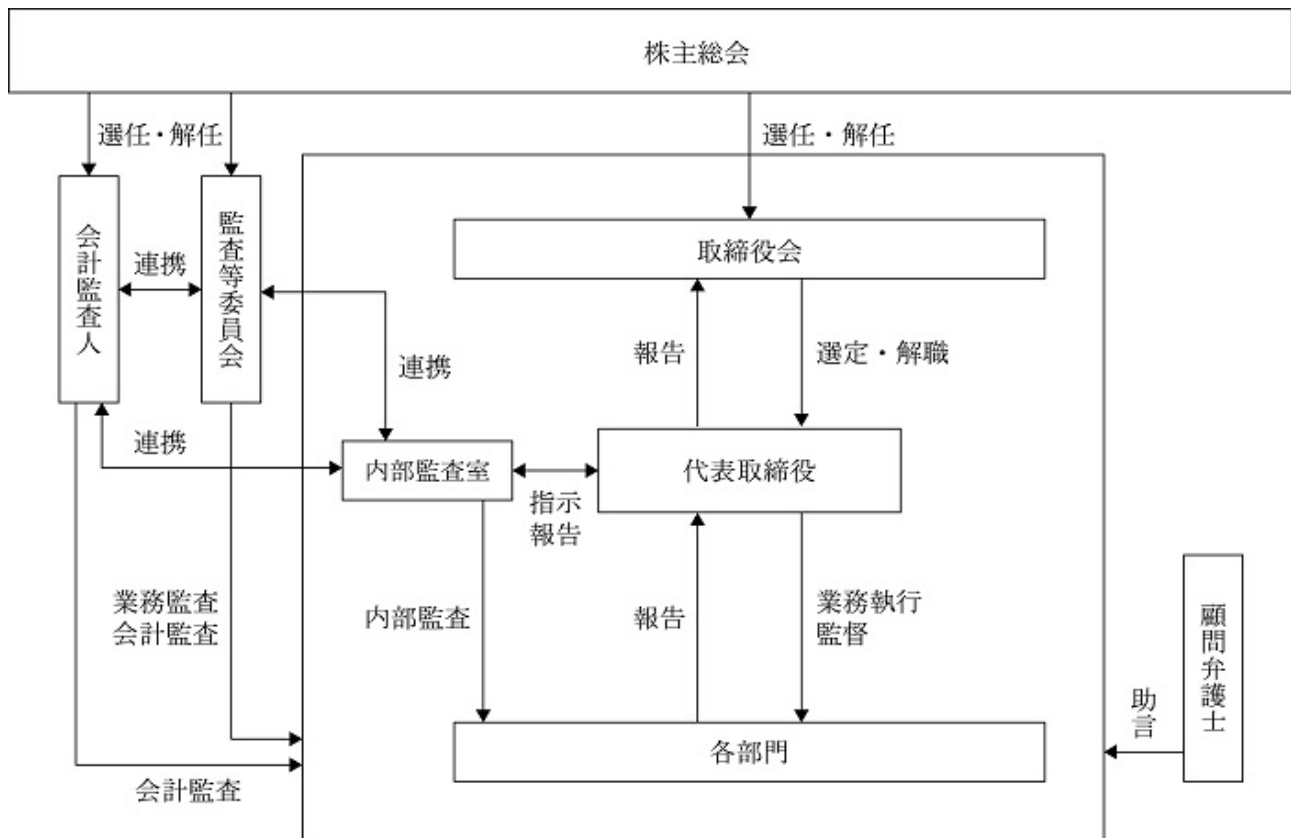
【適時開示体制の概要】

当社では、適時開示体制へ向けた取り組みを経営上の重要課題の一つと認識し、事業の運営に伴い発生した重要事実を社内外の関係者に適切に開示できる仕組みを確立することが企業としての責務でもあり、この体制を継続的に発展させていくことが企業力の強化につながるとも認識しています。

当社グループでは、上場企業が容器の一次使用者であるケースも多く、当社グループ自体の重要事実だけでなく商談を進める中で認識しうる顧客企業等の重要事実等についても、適宜適時開示担当部署に報告を行う体制を整えています。

当社または取引先等の重要事実を把握した場合には、当該情報を適時開示担当者に集め、所要の分析、検討を行ったうえで、必要に応じて適時開示を行うこととしております。

グループ社員に対する周知・啓蒙に関しては、当該適時開示体制の整備に関する規程を整備のうえ、当社の適時開示に係る基本方針、開示すべき情報の種類および内容等をインサイダー取引防止策と共に社内研修を行ってまいります。



④ 当社に係る決定事実・決算に関する情報等



⑤ 子会社に係る決定事実・決算に関する情報等



⑥ 当社グループに係る発生事実に関する情報等

